日鍛バルブ株式会社

証券コード：6493

第99回 定時株主総会招集ご通知

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時開催

場　所

日鍛バルブ株式会社本社　大会議室
神奈川県秦野市曽屋518番地

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面または電磁的方法による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの対策のご検討をお願い申しあげます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

目　次

第99回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 4
事業報告 …… 11
連結計算書類 …… 30
計算書類 …… 34
監査報告書 …… 38

証券コード6493
2021年6月9日

株 主 各 位

神奈川県秦野市曽屋518番地
日鍛バルブ株式会社
代表取締役社長　金　原　利　道

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面または電磁的方法による議決権の事前行使をお願いしたく、何卒ご理解を賜りたく存じます。また、株主総会にご出席される場合は、マスク着用などのご対応を謹んでお願い申しあげます。さらに、株主総会会場におきましても、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

書面または電磁的方法によって議決権をご行使いただく場合は、お手数をおかけいたしますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただいたうえで、2021年６月24日（木曜日）午後５時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　神奈川県秦野市曽屋518番地
日鍛バルブ株式会社本社　大会議室
（裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項
1. 第99期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

お知らせ

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.niv.co.jp/）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表
なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（https://www.niv.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使方法のご案内



株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）により議決権を行使される方へ

行使期限　2021年６月24日（木曜日）　午後５時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限　2021年６月24日（木曜日）　午後５時10分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使のお取り扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
■複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
■インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

■インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問合わせ先

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
0120-652-031　受付時間 午前９時～午後９時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的な展望に立ち、企業体質の強化を図りながら、経営環境及び収益を勘案しつつ、可能な限りの配当を継続的に行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び諸般の状況を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円　総額114,980,468円

（注）　中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき金７円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) エンジンバルブの専門メーカーとして1948年に設立した当社は、国内外の多くのお客様にお引き立てを頂いて発展してまいりました。しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、予想以上の速さで電動化やＥＶ化に流れが加速しております。これらの潮流を受け、事業革新の第一歩として2019年に中長期戦略を打ち出しております。当社は、当該中長期戦略をより一層推進し、社会とともに持続的な成長を実現するために、商号変更を実施するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により2022年４月１日から実施するものとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図るため、また、取締役相談役を選定していない現状に鑑み、当社定款第23条第２項の取締役相談役の選定に関する規定を削除するものであります。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　　更　　案
(商号) 第１条　当会社は、日鍛バルブ株式会社と称し、英文では　ＮＩＴＴＡＮ　ＶＡＬＶＥ　Ｃｏ.，ＬＴＤ.と表示する。	(商号) 第１条　当会社は、株式会社ＮＩＴＴＡＮと称し、英文では　ＮＩＴＴＡＮ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎと表示する。
(代表取締役および役付取締役) 第23条 (条文省略) ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができるものとする。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 (現行どおり) ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができるものとする。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の選任） 第33条 （条文省略） 2．（条文省略） （新設）	（監査役の選任） 第33条 （現行どおり） 2．（現行どおり） 3．会社法第329条第3項の規定による補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。
（監査役の任期） 第34条 （条文省略） 2．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第34条 （現行どおり） 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新設）	附則 第１条（商号）の変更は、2022年４月１日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第１条の効力発生日の経過をもってこれを削除する。

第３号議案　取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役六浦満夫、木全紀之及び楊　博の３氏が辞任により退任いたしますので、新たに取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	高橋幸一 (1969年８月12日生) 新任	1992年４月 当社入社 2015年２月 当社技術統括部第２技術部部長 2016年４月 当社技術統括部技術開発部部長 2018年６月 当社執行役員（現任） 2018年６月 当社技術統括部部長兼技術開発部部長 2018年７月 当社技術統括部部長兼製品技術部部長 2020年４月 当社技術統括部部長兼信頼性検証部部長 2020年６月 当社技術統括部部長 2021年３月 当社技術統括部統括部部長（現任）	2,076株
	[取締役候補者とした理由] 長年にわたり当社の技術開発や製品開発に携わり、当社独自技術の確立や新製品開発等に寄与しております。また、近年では、当社の中長期戦略に基づく新商品開発をはじめとする幅広い領域で指揮及び監督を行っており、当社事業の拡大 において実績を有しております。これらの実績を踏まえ、高い専門性とこれまでの豊富な経験、実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	富田 祐史 (とみた ゆうし) (1972年11月3日生) 新任・社外	1995年４月 ノーリツ鋼機株式会社入社 2006年７月 ＧＫＮドライブラインジャパン株式会社入社 2009年７月 エイヴィエルジャパン株式会社入社 2020年２月 日本イートン合同会社入社 2020年２月 同社営業本部長 2021年４月 同社社長（現任） 2021年４月 イートンフィルトレーション株式会社代表取締役社長（現任） 2021年４月 イートン・エレクトリック・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任） 2021年４月 クーパー・インダストリーズ・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 日本イートン合同会社社長 イートンフィルトレーション株式会社代表取締役社長 イートン・エレクトリック・ジャパン株式会社代表取締役社長 クーパー・インダストリーズ・ジャパン株式会社代表取締役社長	0株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたり自動車業界におけるグローバルビジネスに携わり、同業界に関する高い知見と豊富な経験を有しております。このようなことから、自動車業界に属する当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の今後のビジネス展開への貢献を期待できることから社外取締役候補者としました。また多国籍企業出身者として、グローバルな視点による当社のグループ企業経営やガバナンス機能の強化等を果たしていただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	徳永健二郎 (1966年9月20日生) 新任・社外	1990年４月 株式会社日立製作所入社 1999年８月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2005年８月 ＧＥキャピタル・リーシング株式会社入社 2006年８月 日本フィリップス株式会社入社 2006年９月 ＮＸＰセミコンダクターズジャパン株式会社（現 ＮＸＰジャパン株式会社）入社 2010年９月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社入社 2011年５月 エイブリィ・デニソン・ジャパン株式会社入社 2015年８月 日本イートン合同会社入社 2015年８月 同社ジャパン・カントリー・コントローラー（現任） （重要な兼職の状況） 日本イートン合同会社ジャパン・カントリー・コントローラー	0株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたり日系グローバル企業や外資系企業の財務部門に在籍し、同部門の責任者として蓄積してきた会計やファイナンスに関する高い知見と豊富な経験を有しております。このようなことから、海外展開をしている当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の今後のビジネス展開への貢献を期待できることから社外取締役候補者としました。また多国籍企業出身者として、グローバルな視点による当社のグループ企業経営やガバナンス機能の強化等を果たしていただくことを期待しております。		

(注) 1．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．富田祐史及び徳永健二郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3．富田祐史及び徳永健二郎の両氏が社外取締役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る被害を填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者が取締役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。また、この決議の効力は、2024年３月期に係る定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
原田（はらだ）　清朗（きよあき） (1957年10月15日生)	1981年４月	動力炉・核燃料開発事業団（現 日本原子力研究開発機構）入社	0株
	1989年10月	監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所	
	1993年３月	公認会計士登録	
	2011年５月	有限責任あずさ監査法人 パートナー就任	
	2020年７月	公認会計士原田清朗事務所開設（現任）	
[補欠監査役候補者とした理由] 原田清朗氏は、公認会計士として高い専門性を有しており、長年にわたり大手会計事務所において上場企業の会計監査に携わるなど、豊富な経験を有しております。同氏は、直接会社経営に関与しておりませんが、当社の社外監査役としても職務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。			

(注) 1．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．原田清朗氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でおります。

3．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。原田清朗氏が社外監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4．原田清朗氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以　上

（添付書類）

第99期　事業報告

（自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済および海外経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となりましたが、国内では持ち直しの動きが続き、海外においても地域により勢いやスピードの強弱はあるものの改善の動きが続きました。先行きにつきましても、その傾向が続くことが期待されますが、同感染症の動向や為替・株価の変動影響等に留意する必要があります。

また、当社グループが最も影響を受ける自動車業界の市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生産・販売が一時的に大きく落ち込み、その後も半導体不足の影響を受けるなど厳しい状況となりましたが、国内外市場での販売水準は回復基調にあり、先行きにつきましても総じてその動きが続くことが見込まれます。

このような状況下、当社グループは、「基盤強化」、「永続的発展」、「企業風土改革」を柱とする経営方針を掲げ、国内外で競争力を高める施策を積極的に展開してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応としましては、当社グループでは、従業員および関係者の「健康と安全」を最優先に感染拡大防止に向けた各種の施策に取り組むとともに、勤務体制の変更や設備投資計画の見直しなど、受注減少による業績への影響を最小限にとどめるための施策を展開してまいりました。

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、特に下半期以降では国内外ともに受注・生産は持ち直し傾向にありましたものの、上半期における急落による減少を補うにはいたらず、全セグメントで売上高が減少となる厳しい結果となりました。

国内事業は、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、前年度に比べ大幅な減収となりました。海外事業につきましても、各拠点における得意先の生産停止・減産に伴う受注減少および為替換算の影響等により、前年度に比べ大幅な減収となりました。

この結果、売上高は、347億5百万円（前年度比18.3%減）となりました。

損益面につきましては、国内外事業における受注減少に伴う固定費の圧迫や為替換算の影響等により、営業利益18百万円（前年度比98.6%減）、経常利益３億75百万円（前年度比76.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失等を特別損失に計上する一方で、固定資産や投資有価証券の売却に伴う特別利益計上額の増加および法人税等の計上額の減少等により、前年度に比べ増益となる６億70百万円（前年度比55.3%増）となりました。

特別利益に計上した固定資産売却益２億46百万円の主な内容は、遊休土地の譲渡に伴う売却益となります。また、投資有価証券売却益15億23百万円の内容は、保有資産の有効活用等を目的とする保有株式の売却に伴う売却益となります。

特別損失に計上した減損損失６億19百万円の主な対象は、歯車事業に関わる固定資産となります。当事業についてはその進捗が当初の計画を下回る推移となっていることから、対象固定資産の将来の回収不能見込額について減損損失を計上するに至りました。

法人税等については、前連結会計年度は将来の課税所得発生見込みの減少に伴い評価性引当額１億14百万円を追加的に認識いたしましたが、当連結会計年度は将来の課税所得発生見込みが増加したために同様の処理がありませんでしたので、当該評価性引当額の戻し入れを行ったことなどにより、法人税等調整額が△２億58百万円となりました。

事業セグメント別の概況は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高	前連結会計年度比増減	営業利益又は営業損失（△）	前連結会計年度比増減	売上高構成比
小型エンジンバルブ	27,256,353千円	△16.9%	565,388千円	△49.9%	76.0%
舶用部品	2,739,980千円	△16.3%	△179,851千円	—	7.6%
可変動弁・歯車・PBW	3,540,797千円	△23.3%	△415,747千円	—	9.9%
その他	2,337,772千円	△34.6%	△39,553千円	—	6.5%
合計	35,874,903千円	△19.0%	△69,763千円	—	100.0%

（注） その他の売上高2,337,772千円は、セグメント内部売上高または振替高1,169,588千円を含んでおります。セグメント内部売上高または振替高を含まない場合のその他の売上高は1,168,184千円（前年度比34.2%減）であります。事業セグメントの合計売上高は34,705,315千円（前年度比18.3%減）、営業利益は18,808千円（前年度比98.6%減）であります。

【小型エンジンバルブ】

国内事業は、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、四輪車用エンジンバルブ・二輪車用エンジンバルブともに前年度に比べて大幅な減収となりました。海外事業は、中国新外子会社の量産開始、インドにおける生産拡大、一部地域における為替換算の円安効果等の増収要因はありましたものの、アジア地域・北米地域・欧州地域の各拠点における得意先の生産停止・減産に伴う受注減少および為替換算の影響等により、前年度に比べ大幅な減収となりました。

汎用エンジンバルブは、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により減収となりました。

当セグメントの損益面につきましては、国内外事業における受注減少、中国子会社立ち上げコストの発生、為替換算の影響等により前年度に比べ大幅な減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、272億56百万円（前年度比16.9%減）、セグメント利益（営業利益）は、5億65百万円（前年度比49.9%減）となりました。

【舶用部品】

舶用関連製品につきましては、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、主に海外向け大型発電機用製品が減少し、前年度に比べ大幅な減収となりました。

当セグメントの損益面につきましては、主力製品の受注減少等により損失計上となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、27億39百万円（前年度比16.3%減）、セグメント損失（営業損失）は、1億79百万円（前年度はセグメント利益（営業利益）10百万円）となりました。

【可変動弁・歯車・PBW】
可変動弁につきましては、量産終了に伴い、前年度に比べ減収となりました。
精密鍛造歯車につきましては、前年度より進めてきた生産能力に応じた受注の適正化に加え、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、自動車用製品・産業機械製品ともに前年度に比べ大幅な減収となりました。
ＰＢＷにつきましては、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、前年と比べ大幅な減収となりました。
当セグメントの損益面につきましては、主力製品の受注減少等により損失計上となりました。
この結果、当セグメントの売上高は、35億40百万円（前年度比23.3%減）、セグメント損失（営業損失）は、4億15百万円（前年度はセグメント利益（営業利益）23百万円）となりました。

【その他】
バルブリフターにつきましては、得意先の生産停止・減産に伴う受注減少等により、前年度に比べ減収となりました。
工作機械につきましては、グループ内部での取引が減少し減収となりました。
ロイヤルティーにつきましては、グループ内部での取引が減少し減収となりました。
農作物につきましては、販路拡大に鋭意取り組んでおりますが減収となりました。
この結果、当セグメントの売上高は、23億37百万円（前年度比34.6%減）、セグメント損失（営業損失）は、39百万円（前年度はセグメント利益（営業利益）1億30百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は40億81百万円であります。その主なものは、当社では秦野本社工場（神奈川県）の小型エンジンバルブ製造設備及び歯車製造設備、PBW製造設備の増設及び更新、合理化、堀山下工場（神奈川県）の舶用エンジンバルブ製造設備の更新及び合理化並びに山陽工場（山口県）の小型エンジンバルブ製造設備の増設及び更新、合理化であります。
また海外子会社においては、PT.フェデラルニッタンインダストリーズ（インドネシア）、U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）（米国）においての小型エンジンバルブ製造設備の増設や更新及び合理化によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金として金融機関より5億93百万円を長期借入金で調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境、とりわけ当社グループがもっとも影響を受ける自動車業界につきましては、「100年に一度の大変革期」といわれる中で、より競争も激しさを増しております。各国政府が環境規制強化やカーボンニュートラルへの取り組みを次々と表明してきており、とりわけ内燃機関に関わるサプライヤーにおいては、このような社会課題と自社の利益確保の両立を求められ、難しい舵取りを迫られております。

当社グループにおきましても、内燃機関用部品を主力製品としていることから、大変な危機感をもって改革の準備を進めております。しかしながら、この変革を厳しい危機という捉え方ではなく、新たなチャンスとして捉え、電動化やＥＶ化が進んでも「ＮＩＴＴＡＮ ブランド」を維持・発展させることができるよう、『ＮＩＴＴＡＮチャレンジ10』と銘打ち、2030年に向け、「連結売上高1000億円・連結営業利益100億円・連結営業利益率10％以上」を実現することを目標としたグローバル戦略を策定しております。「既存事業の付加価値追求」と「新規事業化や新商品化によるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）への貢献」を定め、グループ一体となってまい進いたします。

今後、企業が存続、発展していくには、今まで以上に厳しく難しい課題が想定されますが、法令の遵守をはじめとしたコンプライアンスは元より、災害の未然防止に努め安全な職場づくりを進めてまいります。また、CO2の削減やエコ要素を取り入れた開発によって環境保全活動を推進し、ＣＳＲ基盤を鍛えてまいります。そして、このように、当社グループは「歴史と伝統に鍛えられた技」と「新たな挑戦と創造で編み出した技」により、豊かな価値を提供し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第96期 2018年３月期	第97期 2019年３月期	第98期 2020年３月期	第99期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売上高	45,492,944千円	45,972,075千円	42,465,346千円	34,705,315千円
経常利益	2,675,779千円	2,870,513千円	1,604,971千円	375,500千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△368,903千円	809,159千円	431,570千円	670,376千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△12.77円	28.01円	14.94円	23.33円
総資産	56,578,042千円	57,266,312千円	56,192,528千円	54,134,377千円
純資産	31,207,762千円	30,481,988千円	29,485,893千円	29,635,287千円

(注) 1. １株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社グループのIFRS適用子会社は、第98期の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第96期 2018年３月期	第97期 2019年３月期	第98期 2020年３月期	第99期 (当期) 2021年３月期
売上高	22,904,758千円	27,060,678千円	24,453,861千円	18,594,128千円
経常利益又は経常損失(△)	680,662千円	1,835,476千円	1,218,904千円	△167,660千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△673,417千円	△388,476千円	1,038,640千円	826,602千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△23.31円	△13.45円	35.96円	28.77円
総資産	38,427,692千円	38,429,935千円	37,292,308千円	35,907,841千円
純資産	19,543,472千円	18,217,358千円	17,998,683千円	18,615,413千円

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
U.S.エンジンバルブコーポレーション	30 米ドル	100.0 %	パートナーシップへの出資
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	17,744 百万ルピア	60.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンタイランドCo., Ltd.	200,000 千バーツ	63.9	エンジンバルブ製造販売
U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）	23,568 千米ドル	51.0 (51.0)	エンジンバルブ製造販売
台湾日鍛工業股份有限公司	91,083 千新台幣	51.0	エンジンバルブ製造販売
NITTAN (BVI) Co., Ltd.	50,000 米ドル	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売会社への出資
広州日鍛汽門有限公司	37,142 千人民元	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.	32,745 千ズロチ	51.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンベトナムCo., Ltd.	200,064 百万ベトナムドン	75.0 (20.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタンインディアテック Pvt. Ltd.	2,160 百万インドルピー	100.0 (0.02)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・グローバル・テック株式会社	50,000 千 円	51.0	グローバル展開のマネジメント
株式会社Ｓｈｕｎｅ３６５	200,000 千 円	100.0	農作物の生産、加工、販売並びに輸出入
日照日鍛汽門有限公司	75,600 千人民元	51.0	エンジンバルブ製造販売

（注）1. U.S.エンジンバルブコーポレーションには上記資本金の他10,402千米ドルの資本準備金があります。
2. ニッタン・ユーロ・テックsp.z o.o.には上記資本金の他29,980千ズロチの資本準備金があります。
3. 「当社の出資比率」欄の（内書）は間接所有であります。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

技術提携の主な相手先は米国のイートンコーポレーションであります。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
小型エンジンバルブ	乗用車・二輪車・トラック・バス・汎用製品等の小型エンジンバルブの製造販売、パートナーシップ（エンジンバルブ製造販売）への出資
舶用部品	船舶用エンジンバルブ、汎用製品のエンジンバルブの製造販売
可変動弁・歯車・PBW	自動車用電磁式連続カム位相可変機構、自動車・トラック・農業機械・建設機械・産業機械等の精密鍛造歯車、オートマチックトランスミッション用部品の製造販売
その他	バルブリフター、ローラーロッカーアーム、工作機械の製造販売、農作物の生産販売、ロイヤルティー

(8) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

日鍛バルブ株式会社	本　社：本社工場　神奈川県秦野市曽屋518番地 東京本社　東京都新宿区西新宿８丁目４番２号野村不動産西新宿ビル２F 営業所：中部営業所（愛知県名古屋市西区） 広島営業所（広島市東区） 工　場：秦野本社工場（神奈川県秦野市） 堀山下工場（神奈川県秦野市） 山陽工場（山口県山陽小野田市）
U.S.エンジンバルブコーポレーション	米国　オハイオ州
U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）	米国　サウスカロライナ州
台湾日鍛工業股份有限公司	台湾　桃園市
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	インドネシア　西ジャワ州
ニッタンタイランド Co.,Ltd.	タイ　チョンブリ県
NITTAN(BVI)Co., Ltd.	英領　ヴァージン諸島
広州日鍛汽門有限公司	中国　広東省
ニッタン・ユーロ・テック　sp.z o.o.	ポーランド　シロンスク県
ニッタンベトナム Co., Ltd.	ベトナム　バクニン省
ニッタンインディアテック Pvt. Ltd.	インド　アンドラプラディッシュ州
ニッタン・グローバル・テック株式会社	東京都新宿区
株式会社 Shune 365	神奈川県秦野市
日照日鍛汽門有限公司	中国　山東省

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,511名	76名減少

（注）1. 従業員数は就業人員です。
2. 当社の従業員の状況は次のとおりであります。

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
718名	7名減少	43.1歳	18.2年

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	4,499,400 千円
株式会社みずほ銀行	1,818,560
株式会社三菱UFJ銀行	1,546,590
三井住友信託銀行株式会社	459,065
明治安田生命保険相互会社	457,000
株式会社日本政策投資銀行	42,880

（注） 主要な借入先は当社の状況について記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 89,000,000株

(2) 発行済株式の総数 28,745,117株(自己株式233,743株を除く。)

(3) 株 主 数 5,849名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
イートンコーポレーション	6,217,660	21.63
KSD－KB	1,376,100	4.79
株式会社横浜銀行	1,302,525	4.53
本田技研工業株式会社	1,233,690	4.29
日本パーカライジング株式会社	1,098,154	3.82
PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL)	1,057,000	3.68
高橋見次	809,900	2.82
株式会社シンニッタン	517,000	1.80
日鍛バルブ従業員持株会	489,101	1.70
明治安田生命保険相互会社	448,641	1.56

(注) 1. イートンコーポレーションは、所有する当社株式をザバンクオブニューヨークメロン140042 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。
2. ＫＳＤ－ＫＢ (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店) の実質保有者の一部は、柳成企業株式会社 (保有株式：869,000株) 及び金龍機械株式会社 (保有株式：507,000株) であります。
3. ＰＨＩＬＬＩＰ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ ＣＬＩＥＮＴＳ(ＲＥＴＡＩＬ) (常任代理人フィリップ証券株式会社) の実質保有者は、Ｓｉａｍ Ｍｏｔｏｒｓ Ｐａｒｔｓ Ｃｏ., Ｌｔｄ. であります。
4. 持株比率は、自己株式 (233,743株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者
	株	名
取締役 (社外取締役を除く。)	97,009	9

(6) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2020年５月25日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、2020年５月27日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引により、236,300株の自己株式を取得いたしました。

② 当社は、2020年７月９日開催の取締役会において、取締役 (社外取締役を除く) ９名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式97,009株の自己株式の処分を行うことについて決議しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	金原利道	
専務取締役	李太煥	経営企画部門担当
常務取締役	大野浩	CFO（チーフファイナンシャルオフィサー）・経理、総務、人事部門担当兼グローバル・コンプライアンス責任者
取締役	井上文雄	購買、生産性革新部門担当
取締役	六浦満夫	広州日鍛特命担当
取締役	桧村雅人	技術統括、品質保証、生産技術部門担当
取締役	安藤輝明	事業本部部門担当兼事業本部本部長
取締役	鈴木隆司	GMO（グローバルマネジメントオフィサー）兼海外統括部門担当
取締役	栗原伸元	営業部門担当兼営業統括部部長兼第１営業部部長兼第２営業部部長
取締役	石垣和男	株式会社熊谷組 社友（非常勤顧問）
取締役	熊平美香	株式会社エイテッククマヒラ　代表取締役 一般財団法人クマヒラセキュリティ　財団代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ　学院長 一般社団法人２１世紀学び研究所　代表理事 キユーピー株式会社　社外監査役
取締役	木全紀之	イートンコーポレーション 在日本代表 日本イートン合同会社 社長 イートンフィルトレーション株式会社 代表取締役社長 イートン株式会社 代表取締役社長 イートン・エレクトリック・ジャパン株式会社 代表取締役社長 クーパー・インダストリーズ・ジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	楊博	イートンコーポレーション　ビークルグループ・イーモビリティ、アジアパシフィック担当プレジデント
監査役（常勤）	菊地浩二	
監査役	小関誠也	
監査役	山田章雄	山田章雄公認会計士事務所 ファイザーヘルスリサーチ振興財団 監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	工藤光和	横浜振興株式会社　代表取締役

（注）1. 取締役石垣和男、熊平美香、木全紀之及び楊　博の４氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田章雄及び工藤光和の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役栗原伸元氏は、2020年6月24日開催の第98回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 取締役中元一雄氏は、2020年6月24日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 監査役工藤光和及び小関誠也の両氏は、2020年6月24日開催の第98回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6. 監査役渡辺博昭及び下山秀弥の両氏は、2020年6月24日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 監査役山田章雄氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役工藤光和氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役木全紀之及び楊　博の両氏が兼職しているイートンコーポレーションは、当社の発行済株式の21％を保有する大株主であり、当社との間で業務・資本提携を行っております。
10. その他、役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
11. 取締役石垣和男及び熊平美香並びに監査役山田章雄及び工藤光和の４氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外取締役、各監査役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の支給人数及び支給総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	192,351 (11,622)	154,166 (11,622)	22,470 (—)	15,715 (—)	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	34,578 (10,027)	34,578 (10,027)	—	—	6 (3)
合　計	226,929	188,744	22,470	15,715	18

(注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2020年6月24日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役２名を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与5,736千円を支給しております。
3. 上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）に対し中期経営計画の目標達成を促すインセンティブを付与し、業績向上に対する意識やモチベーションを一層高め、持続的な企業価値向上を図るために、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

中期経営計画との関連性を強化するという観点から連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、単年度における当該指標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。また、各取締役（会長及び社長を除く。）の役割及び業績への意識・貢献をより強く動機づけるよう、MBO(Management by Objectives)を併用し、個別目標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。

【業績指標に関する実績】

区　分	第96期 2018年３月期	第97期 2019年３月期	第98期 2020年３月期	第99期 2021年３月期
連結営業利益	2,484,515千円	2,561,740千円	1,337,983千円	18,808千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△368,903千円	809,159千円	431,570千円	670,376千円

③　非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）に対し株価と連動する株式報酬を交付し、株主の皆様との価値共有を促進することで、企業価値の持続的向上を図ることとしております。

原則として毎年１回、当社役員報酬規程等にもとづき算出される金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じて自己株式を割り当てる譲渡制限付株式を交付しております。交付する株式は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するために株式交付日から取締役の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等の処分ができないものとしております。

④　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年６月23日の第84回定時株主総会において、取締役が年額350,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）監査役が年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名、監査役の員数は４名（うち、社外監査役は２名）であります。

取締役（社外取締役を除く。）に支給する譲渡制限付株式報酬の総額は、2020年６月24日の第98回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は９名であります。

⑤　取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

（ア）決定方針の決定方法

当社は、2020年５月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を含む当社の役員報酬制度に関する基本方針、「役員報酬ポリシー」を制定しております。

（イ）決定方針の内容の概要

当社の役員報酬制度については、以下を基本方針としております。

・各取締役の目標や重視すべき業績指標を明確にし、中長期経営目標に対するモチベーションの向上を促す仕組みであること
・株価と連動する株式報酬を取締役に対して付与することで、中長期の持続的な成長を促し株主との利益共有を図ること
・各取締役の役割及び業績への貢献度の適正な反映を図ること
・今後の多角的な事業展開を見据えて優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
・報酬制度および水準等については、報酬諮問委員会で妥当性を検証し客観性・透明性のある形で決定すること

（ウ）報酬構成及び水準

当社の役員報酬は、職責等に応じた月額固定となる「固定報酬」、単年度の経営指標等に基づき変動する業績連動報酬としての「賞与」、株価との連動による長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」から構成され、報酬水準は、当社の経営環境を考慮した上で、外部専門機関の客観的な報酬市場調査データによる同業他社や製造業の企業をピアグループとして水準を調査・分析を行い上記基本方針に沿って水準を設定しております。なお、社外取締役及び監査役については、その職務の性質等に鑑み、固定報酬のみで構成しております。

（エ）取締役の個人別の報酬等の決定方法

各取締役の報酬額の決定は、プロセスの透明性・客観性を担保するために、取締役３名以上で且つ半数以上が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会が、代表取締役社長の策定した個別支給額及び評価等を含む報酬原案に対し審議を行い、独立社外取締役である報酬諮問委員会委員長が取締役会に助言及び提言を行っております。取締役会は、同委員会の助言及び提言を十分に尊重し決定するものとしております。なお同委員会は、役員報酬制度の構築及び改定の審議を行い、各取締役に対する評価や固定報酬、業績連動報酬等や譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）の支給額の妥当性について審議を行っております。

また、取締役会の決定で、取締役の個別支給額の配分を同委員会の助言及び提言を十分に尊重することを条件に代表取締役社長へ一任することができることとしております。なお、同委員会の助言及び提言と異なる配分を行った場合は、代表取締役社長は取締役会へ、その旨及び理由を報告することとしております。

⑥　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、固定報酬、業績連動報酬等及び譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）について、取締役会において代表取締役社長金原利道に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。なお、決定した内容については報酬諮問委員会の審議を経ており、同委員会の助言及び提言の内容に従っていることから、取締役会は当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、20頁「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社は、いずれの会社とも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	区　分	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
石垣　和男	取締役	14回中14回(100%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な経験・知見からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員長(3回中3回に出席)及び報酬諮問委員会の委員長(3回中3回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献したほか、両委員会の委員長として取締役会に助言及び提言を行いました。
熊平　美香	取締役	14回中12回(85.7%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な知識・知見からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員(3回中3回に出席)及び報酬諮問委員会の委員(3回中3回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献しています。
木全　紀之	取締役	14回中12回(85.7%)	—	長きにわたり在籍しているイートンコーポレーションの在日本代表及び同子会社の代表取締役社長として培った豊富な経験・知見からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、多国籍企業の出身者として、グローバルな視点によるグループ企業経営やガバナンス機能の強化に関して重要な役割を果たしております。
楊　博	取締役	14回中14回(100%)	—	長きにわたり携わった自動車業界におけるグローバルビジネスに関する豊富な経験・知見からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、多国籍企業の出身者として、グローバルな視点によるグループ企業経営やガバナンス機能の強化に関して重要な役割を果たしております。
山田　章雄	監査役	14回中14回(100%)	15回中15回(100%)	長きにわたり公認会計士として培った幅広い知見・見識及び豊富な経験からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。
工藤　光和	監査役	11回中11回(100%)(注)	10回中10回(100%)(注)	長きにわたり在籍していた金融機関において培った幅広い知見・見識及び豊富な経験からの発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。

(注) 監査役工藤光和氏は、2020年6月24日就任後の状況です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

49,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

3. 当社の重要な子会社のうち、PT.フェデラルニッタンインダストリーズ、ニッタンタイランドCo.,Ltd.、U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）、台湾日鍛工業股份有限公司、広州日鍛汽門有限公司、NITTAN（BVI）Co.,Ltd.、ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.、ニッタンベトナムCo., Ltd.及びニッタンインディアテック Pvt. Ltd.、日照日鍛汽門有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守を企業活動の根幹と位置づけ、経営理念、日鍛グループ・グローバル行動規範、企業行動規範、グローバル・コンプライアンス・プログラムの精神及び具体的内容を当社及び当社グループ各社に周知、徹底する。当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保及び会社法に準拠するための内部統制推進体制を構築し、その運用及び評価を実施する。また反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係わる情報が記載された記録（電磁的記録を含む）を関連資料とともに文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存し、管理する。

当社は、当社グループ各社の取締役会に対し、法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について報告するよう指示を行うことにより速やかに報告する体制を整備する。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ガバナンス規程に基づくガバナンス委員会、グループ内部通報制度規程に基づくホットライン及び内部監査規程に基づく内部監査を通じ、当社及び当社グループ各社の損失の危険を未然に予防し、リスクの最小化を図る。

④ 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により当社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、業務を効率的に実施する。また当社は、各部門、当社グループ各社に対して、経営計画策定規程及び方針管理規程に基づき、経営目標に沿った方針、計画の策定及び管理を行い、グループ全体における業務の効率化を実現する。

⑤　当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は、必要に応じ、監査業務を補助すべき使用人を置くことを当社に求めること及び当社の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役の監査業務を補助する使用人及び監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務の遂行又は監査役の命令に関して、取締役又は部門長等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の監査業務を補助する使用人の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。

⑥　次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ．当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

ロ．当該監査役設置会社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社は、監査役会に対し、当社及び当社グループ各社における法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当社及び当社グループ各社における内部監査の実施状況、当社及び当社グループ各社において各社の内部通報制度に基づくホットラインにより通報された重大な事項について速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法については、監査役との協議により決定するものとする。但し、 監査役は、必要に応じて、いつでも当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また当社グループ各社のコンプライアンスの状況等に関し、当社グループ各社の監査役又はその報告を受けた者が定期的に監査役に報告する体制を整備する。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。またグループ内部通報制度規程において、ホットラインにより通報した者に対する不利な取扱いの禁止を規定する。

⑧　当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査業務にかかる諸費用を当社に請求した場合は、当該費用が監査業務に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。また当社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

⑨　その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、監査役会の監査業務が適切に、かつ効果的に行われるために、監査役会と定期的に情報を交換する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的とした「ガバナンス委員会」が主体となり、重要なリスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の推進に取り組みました。

また、当社グループの全役員及び従業員に適用する「日鍛グループ・グローバル行動規範」につき、当社及び当社グループ各社での教育実施による周知と浸透を図っております。

当社グループ各社からの報告体制につきましては、グローバル・コンプライアンスプログラムに準拠した「ガバナンス規程」に基づき、予め定められた報告事項の内容について検討を加え、着実に実施してまいりました。

さらに、企業集団において、「グループ内部通報制度規程」に基づくホットライン等によりコンプライアンス違反等の報告が当社に対してなされたとき、当社グループとして迅速な対応を図ることができるように推進してまいりました。その際、グループ内部通報制度の利用者が不利益な処遇を受けることのないように、徹底いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその関連資料について、関連規程に基づき、適正に保存、管理されております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではBCM（事業継続マネジメント）基本方針及び大規模地震等を想定した事業継続計画を定めております。当該事業計画の想定される災害の範囲を拡げながら対応する訓練及び情報収集を進め、事業継続マネジメントの水準を上げてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス関連規程の周知活動は、ガバナンス委員会のグローバル事務局が実施しております。また、新入社員及び中途入社社員のコンプライアンス教育を実施し、一般従業員の教育として、部門別教育を実施しております。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

「グループ内部通報制度規程」に基づき、通報窓口を社内、社外（法律事務所）に設置しております。通報窓口は、遅滞なく取締役及び監査役に報告する体制を構築し、実施しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**21,768,045**	**流動負債**	**11,699,073**
現金及び預金	6,004,558	支払手形及び買掛金	2,648,776
受取手形及び売掛金	7,635,919	短期借入金	5,111,269
たな卸資産	6,916,749	1年以内償還社債	84,000
その他	1,223,360	未払法人税等	269,798
貸倒引当金	△12,542	賞与引当金	345,894
		役員賞与引当金	22,470
		その他	3,216,864
固定資産	**32,366,331**		
有形固定資産	**24,740,766**	**固定負債**	**12,800,015**
建物及び構築物	6,674,594	社債	306,000
機械装置及び運搬具	14,961,815	長期借入金	7,201,928
土地	1,108,444	繰延税金負債	1,657,037
建設仮勘定	1,527,983	退職給付に係る負債	3,478,085
その他	467,928	その他	156,964
		負債合計	**24,499,089**
		純資産の部	
		株主資本	**22,123,630**
無形固定資産	**572,409**	**資本金**	**4,530,543**
		資本剰余金	**4,493,732**
		利益剰余金	**13,169,002**
投資その他の資産	**7,053,155**	**自己株式**	**△69,647**
投資有価証券	6,239,579	**その他の包括利益累計額**	**453,460**
出資金	930	**その他有価証券評価差額金**	**2,424,179**
長期貸付金	48,173	**繰延ヘッジ損益**	**△1,102**
繰延税金資産	555,701	**為替換算調整勘定**	**△1,822,044**
その他	230,454	**退職給付に係る調整累計額**	**△147,572**
貸倒引当金	△21,682	**非支配株主持分**	**7,058,196**
		純資産合計	**29,635,287**
資産合計	**54,134,377**	**負債及び純資産合計**	**54,134,377**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 2020年４月１日
至 2021年３月31日）

（単位 千円）

科目	金額	
売上高		**34,705,315**
売上原価		**30,989,469**
売上総利益		**3,715,845**
販売費及び一般管理費		**3,697,037**
営業利益		**18,808**
営業外収益		**587,766**
受取利息配当金	204,185	
為替差益	23,005	
持分法投資利益	140,614	
受取保険金	71,816	
その他	148,144	
営業外費用		**231,074**
支払利息	182,778	
その他	48,295	
経常利益		**375,500**
特別利益		**1,769,925**
固定資産売却益	246,862	
投資有価証券売却益	1,523,063	
特別損失		**753,929**
固定資産除売却損	134,262	
減損損失	619,666	
税金等調整前当期純利益		**1,391,496**
法人税、住民税及び事業税	506,743	
法人税等調整額	△258,424	**248,318**
当期純利益		**1,143,177**
非支配株主に帰属する当期純利益		**472,801**
親会社株主に帰属する当期純利益		**670,376**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2020年４月１日
至 2021年３月31日）

（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	4,530,543	4,494,518	12,707,570	△46,546	21,686,085
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△201,773		△201,773
親会社株主に帰属する当期純利益			670,376		670,376
譲渡制限付株式報酬		△786	△7,170	28,910	20,953
自己株式の取得				△52,011	△52,011
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△786	461,432	△23,101	437,544
2021年３月31日残高	4,530,543	4,493,732	13,169,002	△69,647	22,123,630

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
2020年4月1日残高	2,399,988	—	△1,541,073	△431,984	7,372,876	29,485,893
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△201,773
親会社株主に帰属する当期純利益						670,376
譲渡制限付株式報酬						20,953
自己株式の取得						△52,011
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	24,191	△1,102	△280,971	284,411	△314,679	△288,150
連結会計年度中の変動額合計	24,191	△1,102	△280,971	284,411	△314,679	149,394
2021年3月31日残高	2,424,179	△1,102	△1,822,044	△147,572	7,058,196	29,635,287

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,843,695**	**流動負債**	**6,981,779**
現金及び預金	1,566,548	支払手形	402,673
受取手形	1,284,116	買掛金	1,705,528
売掛金	3,910,176	短期借入金	760,000
製品	1,669,123	1年以内返済予定の長期借入金	1,999,768
原材料	581,221	1年以内償還社債	84,000
仕掛品	1,067,102	未払法人税等	59,116
貯蔵品	533,123	未払費用	702,990
未収入金	1,119,569	未払金	620,398
その他流動資産	112,712	設備支払手形	106,806
固定資産	**24,064,145**	賞与引当金	345,428
有形固定資産	**12,288,290**	役員賞与引当金	22,470
建物	4,129,377	リース債務	35,034
構築物	156,277	その他流動負債	137,564
機械及び装置	6,208,348	**固定負債**	**10,310,648**
車輌運搬具	6,737	社債	306,000
工具器具備品	160,876	長期借入金	6,063,727
土地	888,923	繰延税金負債	724,191
リース資産	47,411	退職給付引当金	2,995,201
建設仮勘定	690,338	リース債務	23,622
無形固定資産	**70,921**	資産除去債務	2,500
電話加入権	6,468	関係会社事業損失引当金	195,406
ソフトウェア	64,453	**負債合計**	**17,292,428**
投資その他の資産	**11,704,933**	**純資産の部**	
投資有価証券	4,721,847	**株主資本**	**16,192,627**
関係会社株式	5,648,016	**資本金**	**4,530,543**
出資金	930	**資本剰余金**	**4,506,156**
関係会社出資金	1,038,003	資本準備金	4,506,156
長期貸付金	200,434	**利益剰余金**	**7,225,576**
その他投資	99,351	利益準備金	433,000
貸倒引当金	△3,650	その他利益剰余金	6,792,576
		固定資産圧縮積立金	163,606
		配当準備積立金	120,000
		研究開発積立金	750,000
		別途積立金	716,000
		繰越利益剰余金	5,042,970
		自己株式	**△69,647**
		評価・換算差額等	**2,422,785**
		その他有価証券評価差額金	**2,423,888**
		繰延ヘッジ損益	**△1,102**
資産合計	**35,907,841**	**純資産合計**	**18,615,413**
		負債及び純資産合計	**35,907,841**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2020年４月１日
至 2021年３月31日）

（単位 千円）

科目	金額	
売上高		**18,594,128**
売上原価		**18,308,629**
売上総利益		**285,498**
販売費及び一般管理費		**1,879,215**
営業損失		**1,593,716**
営業外収益		**1,548,148**
受取利息配当金	1,277,757	
その他	270,391	
営業外費用		**122,092**
支払利息	72,026	
支払手数料	36,386	
為替差損	1,276	
その他	12,402	
経常損失		**167,660**
特別利益		**1,776,745**
固定資産売却益	244,029	
投資有価証券売却益	1,523,063	
関係会社事業損失引当金戻入額	9,652	
特別損失		**756,299**
固定資産除売却損	101,218	
減損損失	605,081	
関係会社株式評価損	49,999	
税引前当期純利益		**852,785**
法人税、住民税及び事業税	157,361	
法人税等調整額	△131,178	**26,182**
当期純利益		**826,602**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2020年４月１日
至 2021年３月31日）

（単位 千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金（注）		
2020年４月１日残高	4,530,543	4,506,156	786	433,000	6,174,917	△46,546	15,598,856
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△201,773		△201,773
固定資産圧縮積立金の取崩					―		―
当期純利益					826,602		826,602
譲渡制限付株式報酬			△786		△7,170	28,910	20,953
自己株式の取得						△52,011	△52,011
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	―	―	△786	―	617,658	△23,101	593,771
2021年３月31日残高	4,530,543	4,506,156	―	433,000	6,792,576	△69,647	16,192,627

(単位 千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	2,399,826	—	2,399,826	17,998,683
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△201,773
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				826,602
譲渡制限付株式報酬				20,953
自己株式の取得				△52,011
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	24,061	△1,102	22,958	22,958
事業年度中の変動額合計	24,061	△1,102	22,958	616,730
2021年3月31日残高	2,423,888	△1,102	2,422,785	18,615,413

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 千円)

	固定資産圧縮積立金	配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2020年4月1日残高	175,443	120,000	750,000	716,000	4,413,474	6,174,917
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△201,773	△201,773
固定資産圧縮積立金の取崩	△11,836				11,836	—
当期純利益					826,602	826,602
譲渡制限付株式報酬					△7,170	△7,170
事業年度中の変動額合計	△11,836	—	—	—	629,495	617,658
2021年3月31日残高	163,606	120,000	750,000	716,000	5,042,970	6,792,576

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

日鍛バルブ株式会社
　　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　雅　彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　勝　也 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日鍛バルブ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鍛バルブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

日鍛バルブ株式会社
　　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　雅　彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　勝　也 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日鍛バルブ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

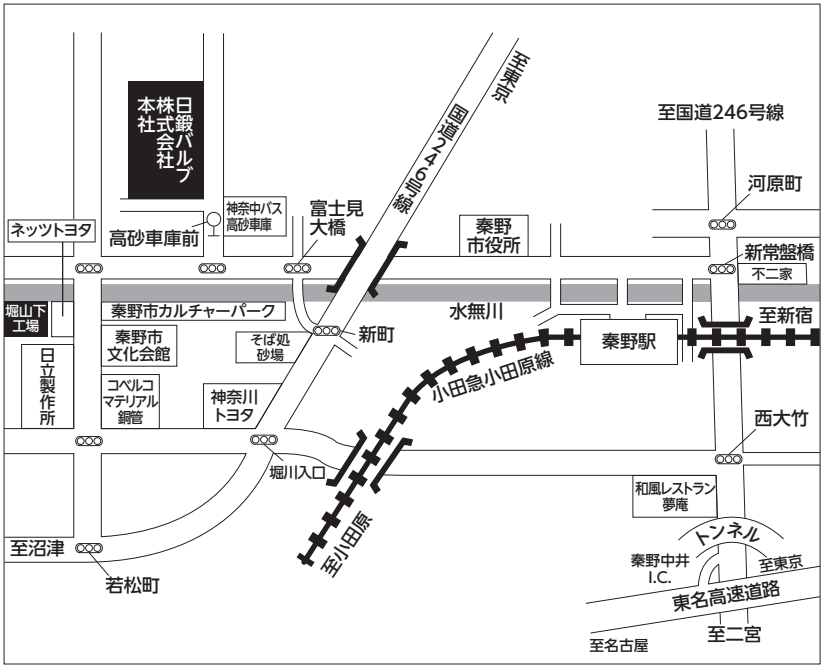
日鍛バルブ株式会社　監査役会

常勤監査役　菊地浩二 ㊞
監査役　小関誠也 ㊞
社外監査役　山田章雄 ㊞
社外監査役　工藤光和 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　神奈川県秦野市曽屋518番地
日鍛バルブ株式会社本社　大会議室
電話　0463-82-1311



交通機関のご案内

電　　車：小田急電鉄小田原線「秦野駅」下車　北口より路線バス利用
路線バス：秦野駅北口３番バス乗場より
神奈川中央交通
秦11系統「高砂車庫前」行（富士見橋経由）乗車
「高砂車庫前」下車（乗車時間約15分）徒歩約１分

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面または電磁的方法による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの対策のご検討をお願い申しあげます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。